

令和 8 ・ 9 年度

白河市工事等の入札参加資格審査申請の手引き

測 量 等



福 島 県 白 河 市

総務部財政課 工事契約検査室

はじめに

公共機関が工事の請負契約、測量等の委託契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、あらかじめ相手方の資格を審査し、契約対象者として適正かどうか認定しておくことが地方自治法により定められています。

このため、白河市が行う工事等の競争入札に参加しようとする方は、白河市に対して入札参加資格審査申請書等を提出し資格審査を受け、工事等請負有資格業者となる必要があります。

1 申請の受付期間

受付期間 令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで

2 提出方法及び提出場所

郵 送 令和7年11月28日（金） 消印有効

送付先：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1

白河市役所本庁 財政課 工事契約検査室

3 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

4 審査基準日 令和7年7月1日

（資格審査は、審査基準日の直前の営業年度の内容で行います。）

5 申請書を提出できない者

審査基準日時点で以下に該当する場合は、申請することができません。

また、白河市での入札参加資格が認定された後、下記事項に該当した場合は資格を喪失することがありますのでご注意ください。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当する者
- （2） 法令の規定により営業に許可等が必要とされている場合において、これを受けていない者
- （3） 業務委託契約等において、不正の行為等により入札参加資格の取消しの通知を受けた日から2年を経過していない者
- （4） 競争入札参加者の資格審査に関する申請等において、虚偽の事項を記載した者
- （5） 審査基準日の直前1年の営業年度において、業務取扱高のない者
- （6） 市税等に滞納がある者
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれかに該当する者
- （8） 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）

6 申請の方法及び注意事項

- (1) ピンク色A4版フラットファイル（ファイルのとじ具は**金属製のものは使用不可**）に綴じ、背表紙（上から名簿の番号分を空けて「タイトル」「会社名」）をつけて提出してください。**※別紙「背表紙見本」参照**
- (2) 書類不備の場合は、連絡します。
- (3) 申請の際、受付票（入札参加資格申請エクセルシートから印刷）を同封して下さい。受付後に受付印を押して、返送いたしますので返信用封筒（切手貼付）を必ず同封して下さい。
- (4) 委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任しなければなりません。
- (5) 各種証明書は、それぞれの発行官公署において定めた様式とし、証明年月日は申請日から3ヶ月以内のものを使用して下さい。（コピー提出可）
- (6) 申請書類に虚偽の記載をした場合や重要な事実の記載をしなかった場合など、認定後に発覚したときは資格が取り消される場合があります。

7 申請用紙

- (1) ホームページのダウンロード一覧から必要な書類を選択してお使いください。
申請にあたっては、手引き並びに記載要領を必ず御覧下さい。
- (2) 手書きの場合、必ず黒ボールペン（油性）又は万年筆を使用し、明確に書いてください。
フリクションボールペン等の消えるボールペンは絶対に使用しないで下さい。
- (3) 市が指定する様式については、**全てA4判**で作成して下さい。

8 申請後の資格認定

- (1) 資格審査申請書の受付期間終了後、令和8年3月末までに審査を行い、工事等請負有資格業者として認定します。
- (2) 通知は、資格認定が受けられない方のみに通知し、資格認定を受けた方への通知は省略させていただきます。
（認定後、工事等請負有資格業者名簿をホームページに掲載いたします。）

9 業務種別

白河市が受け付ける業務種別は、下記のとおり5種別です。この中から登録を希望する種別を選んで申請して下さい。

なお、下記の申請の要件を満たし、かつ審査基準日の直前営業年度において、当該業種に関する業務取扱高があることが必要となります。

測量等（測量・調査・設計）の申込種別

業務種別	業 務 内 容	申 請 の 要 件
地上測 量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測 量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調 査	地質調査	建設コンサルタントにおいては、土木工事に関する設計図書の作成が含まれる場合は、下記の「土木設計」とする。
	補償コンサルタント	
	◎建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	
	※ <u>土地家屋調査、漏水調査、管路調査、不動産鑑定については、別途財政課管財係で受付ける物品等入札参加資格申請受付に係る役務の提供分野での登録となります。なお、こちらの申請は随時受付となっております。</u>	
土木設計	土木に関する工事の設計又は監理	申請する部門に係る技術者がいること。なお、建設コンサルタントにおいては、土木工事に関する設計図書の作成を含まない場合は、上記の「調査」に区分する。
	◎建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	
建築設計	建築に関する工事の設計又は監理	建築士事務所の登録があること
	建築士事務所	

10 必要書類一覧

提出にあたっての注意事項

- (1) 「ピンク色のA4版フラットファイル」に下記の書類を番号順に綴って提出してください。
- (2) 背表紙には、「測量等入札参加資格審査申請書」及び申請者名を記入してください。
- (3) 県内・県外業者の区別は、県内に本社があれば県内業者、県外に本社があれば県外業者とします。

No.	様 式	書 類 名	提出部数
1	第7号様式	測量等入札参加資格審査申請書	1
2	第13号様式その1	白河市暴力団排除条例に係る誓約書	1
3	第13号様式その2	役員名簿（住所の記載は区市町村名までで可）	1

4	第5号様式 その2	営業所及び委任関係一覧表	1
5		委任状（使用印鑑届） 営業所に委任しない場合は不要	1
6		登録証明書等の写し ①申請業種に係る登録等を受けている場合 それに係る書類及び証明書等 ②申請業種に係る登録等を受けていない場合 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）	1
7		財務諸表（審査基準日直前2年の各営業年度分）	1
8	第8号様式	業務経歴書	1
9		対応表【取扱業務高】 （測量等に係わる登録と入札参加申込業種）	1
10	第4号様式 その2 その2-② その2-③ その2-④ その2-⑤	技術者経歴書 市内・準市内業者 は第4号様式 その2-②～⑤ を作成し、技術者ごとに「 法令による免許等 」に係る 資格証の写しを添付する 。（ただし準市内業者は、白河市内の業務を担当する技術者に限定してもよい。） その他県内・県外業者は、第4号様式その2を使用し、資格証の添付は不要。	1
11	第9号様式	技術者集計一覧表（土木設計を申請する場合のみ） 技術者経歴書に記載された土木設計に係る人数と一致すること。	1
12	国税の納税証明書 （写し）	●国税の納税証明書の様式 法人の場合・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人の場合・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」 ●納税証明書その3の3の写し（未納税額のない証明用）でも可 ●非課税業者は添付不要	1
	県税の納税証明書 （写し）	●法人（個人）県民税、法人（個人）事業税及び自動車税の納税証明書の写し ●福島県から課税されていない場合は添付不要	1
	市税の納税証明書 （写し）	●エクセルシートの納税証明申請書を印刷して押印等の準備を行い、市税務課で納税証明書（滞納なし）を取得して入札参加審査申請書に添付すること。 納税証明書は、令和7年11月10日以降証明受付。 ●白河市から課税されていない場合は添付不要	1
13		支店・営業所の状況報告書（ 準市内業者 のみ必要）	1
14		営業所写真（市内・準市内業者のみ）	1

添付書類に関する注意事項

(1) 委任状について

委任先を設けない場合には、提出不要です。

委任状の様式は、市ホームページに掲載する委任状をご利用ください。一般的な要件を具備していれば、任意の様式での受け付けも可能です。

(2) 申請業種に係わる証明書及び登録通知書の写しについて

- ① 地上測量…登録証明書の写し又は測量法第55条の8の規定に基づく書類（2年分）
- ② 航空測量… //
- ③ 調査…地質調査、補償・建設コンサルタントの登録通知書、不動産鑑定士の登録証明書
- ④ 土木設計…建設コンサルタントの登録通知書は不要
- ⑤ 建築設計…建築事務所登録通知書

(3) 財務諸表（審査基準日直前2年の各営業年度分）

法人…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

個人…営業用純資本額調書、収支決算書

※ただし、地上（航空）測量を申請する場合については、「測量法第55条の8の規定に基づく書類」に財務諸表が含まれているため省略できます。

(4) 納税証明書について

国税及び県税については、審査基準日の直前1年間において納付し、又は納付すべき額が確定したもので提出してください。また、**申請日から3か月以内に発行されたもの**を提出してください。なお、提出はコピーで差し支えありません。

市税については、ホームページ掲載の納税証明申請書により市税務課で取得してください。令和7年10月31日までに納期が来ているすべての市税（法人の場合には、市県民税特別徴収分を含みます。）に未納がない場合に、納税証明書（滞納なし）を発行します。過年度分で滞納がある場合などには、10月中に完納されるようお願いします。

(5) 支店・営業所の状況報告書について

市内の支店等に委任しようとする場合に提出が必要です。

準市内業者としての認定には、次の要件を満たしている必要があります。提出書類によりこれらの審査をしたうえで、必要に応じて現況確認をします。

- ① 支店等の設置から**2年以上経過**していること。
- ② 測量、調査等の営業を行うに足る事務所の形態が整えられており、見積書の作成及び積算業務を行っていること。
- ③ 営業活動を行うに足る人的配置がなされており、責任者が常駐し、かつ、契約締結から請負代金の受取まで営業所が行っていること。

11 申請後の変更の届出

申請後、次の場合に該当するときは、速やかに変更届を提出してください。

なお、変更届は、郵送による届出も可能です。

番号	変更事項	添付書類
1	商号又は名称 ※1	商業登記簿謄本の写し（法人の場合）
2	所在地 (1) 本社の場合 (2) 委任をしている営業所の場合	(1) 商業登記簿謄本の写し（法人の場合） (2) 商業登記簿謄本の写し（支店登記がある場合）
3	代表者 ※1	商業登記簿謄本の写し
4	内部受任者氏名 ※1	委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
5	内部受任者職名	委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
6	電話番号及びFAX番号	なし
7	建設コンサルタント登録部門の変更 補償コンサルタント、地質調査業、不動産鑑定の新規登録	登録又は抹消を証する書類の写し 登録を証する書類の写し
8	組織変更 (1) 法人組織化（経営の同一性を失わない場合のみ） (2) その他組織変更	商業登記簿謄本の写し（法人の場合） 株主調書 許可（登録）通知書又は証明書の写し
9	廃業（資格の要件たる許可・登録の失効を含む）	廃業届等の写し
10	委任先の変更 ※2	営業所及び委任関係一覧表（第5号様式） 委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
11	新規委任 ※2	営業所及び委任関係一覧表（第5号様式） 委任状（委任期間は変更日から資格の有効期間の末日）
12	合併、会社分割等	10の組織変更と同じ書類等
13	会社更生手続き開始 民事再生手続き開始	開始決定書の写し 商業登記簿謄本の写し 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
14	技術者集計一覧表 ※3 （第9号様式）の1～7に該当する技術者の総人数の変更（測量等の土木設計の資格を有しているときのみ）	技術者経歴書（第4号様式その2） （市内・準市内 第4号様式その2-②～⑤） 技術者集計一覧表（第9号様式） 注）変更時すべての職員について記載すること。

※1 人名、商号名称には、必ず「ふりがな」をふること。

※2 新たに営業所への委任を行う場合、委任している申請業種別を追加・変更する場合には、次のすべての条件を満たし、かつ営業所の新設、委任業種の追加・変更が明確にわかるように変更届に記載すること。

（1）法律等で許可等が必要とされている場合（例えば、建設工事であれば建設業法の許可）、資格審査の申請業種に対応した許可を得ている営業所であること。

(2) 営業所の長への委任の内容として、見積入札・契約締結・代金請求受領のすべての権限を委任していること。

※3 測量等の土木設計の資格を有していて、技術者集計一覧表（第9号様式）の1～7に該当する技術者（管理技術者・照査技術者）の総人数が2名以上になったとき、又は2名未満になったときのみ提出すること。このとき変更届には、技術者の変更前、変更後の総人数を記載すること。

〇〇〇	新規申請の場合は、受付後に付番しますので、空欄にして送付してください。
令和 8 ・ 9 年度	
測量等入札参加資格審査申請書	タイトルは、左記と同様に記載願います。
(株) ● ● 建築設計事務所	会社名を記載願います。